



上川路会計通信



税理士法人 上川路会計

■本店 下荒田事務所

■支店 名山町鹿児島ビル事務所



第293号

代表
上川路 長生

ごあいさつ

黒船降臨

日本列島各地で、軒並み4月並みの陽気が続いています。鹿児島市石橋公園の早咲きのカワズザクラは見頃を迎えていて、ピンク色の花は散策に訪れる市民らの目を楽しませていました。郷里指宿からは、400年の歴史がある山川漬のなつかしい便りが届きました。大根の発酵したほのか甘い香りに包まれながら、仕込みが急ピッチで進んでいるようです。

令和5年分所得税の確定申告の受付が、2月16日から始まりしました。昨年10月から導入されたインボイス（適格請求書）への対応などで、我が会計事務所も熱気を帯びています。税務署を訪れた納税者からは、自民党派閥の政治資金パーティーの「裏金」に、批判の声が多くありました。野党は国民の納税意識が最高に高まる確定申告時期に合わせて、『国民には増税、自民党は脱税』などと脱税の疑いを指摘して、岸田政権に揺さぶりをかけていました。岸田首相は「厳しい指摘を重く受け止め、税制は国民の理解と信頼の上に成り立っています」と語り、信頼回復に取り組む姿勢を強調しました。

2月17日、種子島宇宙センターから打ち上げられた日本期待の次世代主力ロケット『H3』2号機が、見事に打ち上げに成功しました。昨年3月に、初号機は打ち上げに失敗して、日本の宇宙開発技術への信頼が大きく毀損されたのでした。急拡大が予測される宇宙ビジネス市場のエースとして開発されたロケットなだけに、念願の打ち上げの成功で信頼は回復され関係者は、喜びに包まれていました。

2月24日、半導体受託生産で世界最大手の台湾積体回路製造（TSMC）が、熊本県菊陽町に建設した国内初となる第一工場の開所式がありました。令和の“黒船”が突然に来るといふ100年に一度のビッグチャンスで、これまでの地域の姿が大きく変わることになりました。周辺に広がる収穫期を迎えたキャベツが並ぶ農地が高騰するなど、空前絶後の半導体バブルに沸いています。相次ぐ関連企業の進出などで、建設用地が不足して人材不足が深刻化してきました。地方に大企業が突然に進出して地域の環境を激変させたTSMC効果が、九州全域に広がることに期待が高まっています。

目次

ごあいさつ “黒船降臨”	…1P
税務カレンダー	…2P
2024年3月・4月の経理・税務チェックリスト	…3P
会計・税務のQ&A！	
“給与所得者の所得税定額減税”	…4・5・6P
第42回 KMCセミナー(福祉)のご報告	…6P
第24回 KSCセミナー 接遇セミナーのご案内	…7P
職員コラム 今月の担当:安山 剛	…7P
随想 “『春を待つ魚』	
上川路 美恵野”	…8P

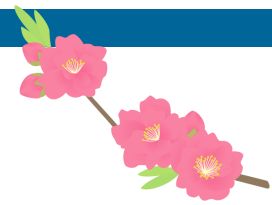
ロシアがウクライナに侵攻してから2月24日で、2年が過ぎました。軍事大国ロシアの一方的な勝利を予測する声もあったのですが、ウクライナ軍は頑強に抵抗し続けてきました。ウクライナのゼレンスキー大統領の志気は衰えることはなく、またロシアのプーチン大統領も強硬な姿勢を崩していないのです。3月に行われる大統領選を前にして、通算5選の圧勝を目指して攻勢を強める観測もあります。両軍の戦死者は19万以上といわれる3年目に突入した戦闘が、終息の道筋は見出せないままに、国際社会の秩序が崩壊の瀬戸際に立たされています。

薩摩・大隅路に春を呼ぶ鹿児島県下周駅伝は2月17日、71回目の号砲が鳴りました。5日間、高校生から50代までが一丸となり、襷と共に地域の誇りを53区間583キロをつなぎました。コロナ禍以来、行動制限がない中での開催となって、12本の襷に沿道は盛り上がり無事に大会を終えることができました。

米大リーグのキャンプ便りがテレビや新聞で報道されて、球春満開です。今年海を渡った選手達も元気に始動しています。ドジャースに移籍した大谷翔平の動向は、連日メディアで報道される騒動ぶりです。オープン戦初戦でホームランを打って実力の片鱗を見せつけました。電撃的な「至って普通の日本人女性」との結婚の発表があり、日本国中に祝福の声が広がりました。（令和6年3月吉日）

税務カレンダー

税金等の納付・
手続きはお早めに！



2024年3月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27 <small>春分の日</small>	28	29	30
31	4/1	4/2	4/3	4/4	4/5	4/6

<1月決算会社申告書提出>

4月1日まで

- ・1月決算法人の確定申告
- ・7月決算法人の中間申告（半期分）
- ・消費税、地方消費税の中間申告
4月決算法人 第3四半期分
7月決算法人 第2四半期分
10月決算法人 第1四半期分
- ・1・4・7・10月決算法人及び
個人事業者（前年12月分）の3月
ごとの期間短縮に係る確定申告
- ・消費税の年税額が4,800万円超の
12月、1月決算法人を除く法人
の1月ごとの中間申告
（11月決算法人は2ヶ月分）
- ・個人事業者の消費税



3月11日まで

- ・源泉所得税の納付
- ・住民税の特別徴収税額の納付



3月15日まで

- ・所得税等
- ・贈与税

2024年4月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	5/1	5/2	5/3	5/4

<2月決算会社申告書提出>

4月30日まで

- ・2月決算法人の確定申告
- ・8月決算法人の中間申告（半期分）
- ・消費税、地方消費税の中間申告
5月決算法人 第3四半期分
8月決算法人 第2四半期分
11月決算法人 第1四半期分
- ・2・5・8・11月決算法人及び
個人事業者（前年12月分）の3月
ごとの期間短縮に係る確定申告
- ・消費税の年税額が4,800万円超の
1月、2月決算法人を除く法人の
1月ごとの中間申告（12月決算法人
は2か月分）
- ・公共法人等の道府県民税及び市町村
民税均等割りの申告



4月10日まで

- ・源泉所得税の納付
- ・住民税の特別徴収税額の納付



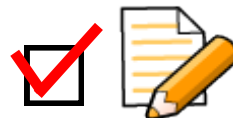
4月15日まで

- ・給与支払報告に係る給与所得者
異動届出提出期限

4月中において市町村の条例で定める日

- ・固定資産税（都市計画税）の第1期分の納付
- ・軽自動車税の納付

2024年3月の経理・税務チェックリスト



3月決算の準備

□ 決算の準備にあたって、まずは決算方針を固めておきましょう。黒字見込みの場合は、翌期以降の経営資源としての内部留保や節税対策等を検討し、赤字の場合は、事業計画の見直しを検討しましょう。

年度の末日は、小口現金と現金出納帳の残高の照合をし、金種表を作成、押印するなどして、正確な数字を明らかにしておきましょう。その際、経理担当者だけではなく、管理職など複数の者によって確認照合等することが不正やミスを防ぐことにつながります。

また、実地棚卸や現金・通帳・定期預金証書などの実査、経過勘定や仮勘定の整理等は段取り良く進めておきましょう。決算時は業務が増えるため、思わぬミスが発生しがちです。税務調査でのトラブルのもとにもなってしまうので、事前に準備を進めておきましょう。

売掛金の確認と回収

□ 売掛金等の債権の回収状況は、日常的に把握しておきたいところです。特に、決算期前には、貸倒損失にするか否かの判断も必要になりますので、確認しながら完全回収に努めましょう。

確定申告の内容が間違っていた場合

□ 確定申告をして、確定申告期限内に誤りに気付いた場合は、改めて申告書等を作成し、確定申告期限までに提出しましょう。確定申告期限後に誤りに気付いた場合は、申告をした税額等が実際より少なかった場合は「修正申告」を、多かった場合には「更正の請求※」をして正しい額への訂正を求めることになります。

※更正の請求ができる期間は、原則として法定申告期限から5年以内です。

2024年4月の経理・税務チェックリスト



3月決算の事務作業

□ 3月決算法人では、決算に伴って帳簿締めや預金残高の確認・照合、試算表等の各種帳票の作成を行います。そして、決算方針などを確認し、確定した数字に基づいて決算報告書の作成等を行います。法人税・消費税の申告納付期限は、原則事業年度終了日の翌日から2ヶ月以内です。

新年度の様々な事務手続きとも重なりますので、ミスのないように段取り良く作業を進めるようにしましょう。

給与支払報告に係る給与所得者異動届出

□ 住民税の徴収方法を特別徴収で選択している事業者で、4月1日現在で昨年の給与支払報告書を提出した社員のうち、給与の支払を受けなくなった社員がいる場合には、4月17日までにその社員が住んでいる市区町村長に届出をします。

新年度の給与関係事務

□ 新年度にあたり、新入社員がいる場合には、給与計算前に「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の提出をしてもらいます。また、昇給がある場合には、基本給の変更だけでなく、基本給に応じて変更になる時間外手当や各種手当等の計算にも注意が必要です。

5月納付の源泉所得税・住民税の納付準備

□ 5月のはじめは、ゴールデンウィークによる連休でバタバタしがちです。毎月10日が納付期限の源泉徴収税や住民税等の支払には、注意が必要です。4月中に納付の準備をしておくといいいでしょう。

納税資金の確認

□ 法人は決算日から2ヵ月以内に法人税や住民税などを納付しなくてはなりません。計画的に納税資金の準備をしましょう。

会計・税務のQ&A!



テーマ 『給与所得者の所得税定額減税』

物価高対策として1人あたり所得税3万円、住民税1万円の定額減税を実施するための所得税法と地方税法の改正案が3月2日の衆院本会議で可決され、衆院を通過しました。参議院で可決されたら、令和6年分について定額減税が実施されることとなります。この場合、令和6年6月1日以後最初に支払う給与等で定額減税を行うこととなります。今回は、給与所得者の所得税の定額減税概要を見ていきたいと思います。

なお、定額減税の実施については、国会審議を経ることが前提となることにご留意ください。

国税庁HP「令和6年分所得税の定額減税のしかた」参照

給与所得者の所得税定額減税の概要

給与などの支払をするすべての源泉徴収義務者が対象

給与所得者に対する定額減税は、扶養控除等申告書を提出している給与所得者（いわゆる甲欄適用者）に対して、その給与の支払者のもとで、その給与等を支払う際に、源泉徴収税額から定額減税額を控除する方法（月次減税）で行われます。

1 定額減税の対象者

定額減税の対象者は、令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額（見積額）が1,805万円以下である人です。

（注）「居住者」とは、国内に住所を有する個人又は現在まで引き続いて1年以上住所を有する個人をいいます。居住者以外の個人である「非居住者」は定額減税の対象となりません。

2 定額減税の対象となる所得税

定額減税の対象となる所得税は「令和6年分所得税」です。

3 定額減税額

定額減税額は、次の金額の合計額です。ただし、その合計額がその人の「令和6年分の所得税額」を超える場合には、控除される金額は、その所得税額が限度となります。

- ① 本人（居住者に限ります。） 30,000円
- ② 同一生計配偶者又は扶養親族（いずれも居住者に限ります。）
1人につき30,000円

（注）「令和6年分の所得税額」とは、令和6年分所得税につき、所得税法の規定等により、所得控除、税率及び税額控除を適用して算出した所得税の額で、復興特別所得税の額は含まれません。

ただし、年末調整を除く給与等に係る源泉徴収税額からの控除に当たっては、所得税及び復興特別所得税が一体として納税されていることも踏まえ、その合計額から定額減税額を控除することとなります。



同一生計配偶者及び扶養親族の数の確認

最初の減税事務を行うときまでに提出された扶養控除等申告書等により、その提出日の現況における同一生計配偶者の有無及び扶養親族（いずれも居住者に限ります。）の人数を把握します。

なお、確認に当たっては、**非居住者である同一生計配偶者及び非居住者である扶養親族**を減税額の計算のための人数に含めないよう注意してください。

「同一生計配偶者とは？」

月次減税額の計算の対象となる同一生計配偶者とは、控除対象者と生計を一にする配偶者（青色事業 専従者等を除きます。）のうち、合計所得金額が48万円以下の人となります。

「扶養家族とは？」

月次減税額の計算の対象となる扶養親族とは、所得税法上の控除対象扶養親族だけでなく、**16歳未満の扶養親族も含まれます。**

氏名	個人番号	生年月日	収入金額	扶養親族の氏名
山川 明子	223344556677	55.10.5	200,000	
山川 一郎				子
山川 二郎	556677889900	77.22.5		

基礎日在職者(受給者の氏名)	同一生計配偶者及び扶養親族の人数	月次減税額 ((受給者本人+①の人数) × 30,000円)
山川 太郎	3	120,000

Q&A

[Q]月次減税額を計算するに当たって、基準日在職者から新たに申告書を提出してもらう必要がありますか。

[A] 定額減税額の計算に含める同一生計配偶者の有無や扶養親族の人数については、その基準日在職者が既に提出した「扶養控除等申告書」に基づき把握することになりますので、新たに扶養控除等申告書を再提出してもらう必要はありません。

ただし、扶養控除等申告書に記載していない同一生計配偶者(令和6年中の所得金額の見積額が900万円超である基準日在職者の同一生計配偶者)や16歳未満の扶養親族について、月次減税額の計算に含める場合には、基準日在職者は「源泉徴収に係る申告書」を事前に提出する必要があります。

(令和6年分所得税の定額減税Q&Aより)

令和6年分 源泉徴収に係る定額減税のための申請書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書

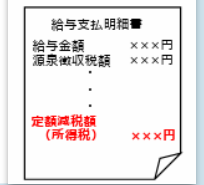
- ・ 扶養控除等申告書の所得見積額と非居住者である親族欄を確認し、所得が48万円以上の配偶者や非居住者を含まないように注意しましょう。
- ・ 16歳未満の扶養親族については年末調整の扶養控除の対象外ですが、今回の定額減税では令和6年度の年収が103万円以下であれば、16歳未満の扶養親族も対象となる点に注意が必要です。

減税方法

所得税の定額減税ポイント

- 令和6年6月1日以後、最初に支払う給与・賞与に対する源泉徴収税額から減税額を控除
- 控除しきれない部分の金額は、以後令和6年中に支払う給与・賞与で順次控除
- 11月まで控除しきれない場合は年末調整で清算
- それでも控除できない場合は給付になる見込み
- 控除した額を給与（賞与）支払明細書に記載する必要がある
- 6月2日以降入社の新入社員は年末調整にて清算

〔記載例〕給与支払明細書



〔例〕本人 + 扶養家族2名の場合の所得税の減税額 → 90,000円

通常時 所得税10,000円(年間12万円) → 令和6年6月 所得税:0円 令和6年7月 所得税:0円 ……12月まで0円

減税額 9万 ÷ 7万円(6月～12月所得税) = 2万円 ← 給付になる(見込み)

◆ 詳細は国税庁ホームページ「定額減税 特設サイト」にてご確認下さい→

なお、定額減税の実施については、国会審議を経ることが前提となることにご留意ください。



(有) 上川路マネジメントセンター 主催

～ 第42回 KMCセミナーのご報告 ～

「社会福祉法人の決算」

講師：税理士法人 上川路会計 所長

公認会計士・税理士 上川路 美恵野



令和6年2月8日(木)、第42回KMCセミナー『社会福祉法人の決算』をZOOMによるライブ配信にて開催いたしました。決算で行うべき事項やスケジュール、計算書類の読み方、またインボイス制度や電子帳簿保存法等の注意事項についてもご説明いたしました。

《 セミナー内容 》

第1部 社会福祉法人の決算実務

第2部 社会福祉法人の計算書類の読み方と経営分析



① 決算で行うべき事項

- 資産・負債の確定
 - ・税金等の発生、現金収入金等の預高証明入手等
 - ・給与などの源泉徴収(長短申告準備の確認)
 - ・業者ごとの関係確認
 - ・固定資産の現状調査
- 決算書作成
 - ・決算整理事項
 - ・計算書類(注記)別添明細書等作成
 - ・社会福祉充実実績計算
 - ・税務申告(必要に応じて) 他
- 法定手続等
 - ・監事監査等
 - ・理事会・評議員会の開催(招集・報告・承認等)
 - ・情報公開、行先への報告、登記等

② 資金収支計算

02年3月31日 現在

資産	3,000	負債	200
現金	1,000	借入金	200
債権	2,000		
純資産	2,800		

収入: 資金が入ってくる
支出: 資金が出ていく

増減: 純資産が増加すること
費用: 純資産が減少すること

③ 計算書類の読み方

資金収支計算書のチェックポイント

- ・法人のお金の流れを把握する
- ・事業と決算を比較する(原因分析)

事業でどの程度資金を確保しているか(施設設備費や借入金返済の負担など)

施設設備投資の内訳と資金源(補助金・借入金・寄附金)を確認する

借入返済等の負担が大きすぎないか

長期運営資金借入金が発生している場合、原因分析と今後の計画の検討が必要

独立資産の増立等は将来に備えて適切に行われているか

支払資金残高の水準は適正か

大変多くの方にご参加いただきました。お忙しい中ご参加いただいた皆様、誠にありがとうございました☆ 今後もセミナーの開催を予定しておりますので、是非ご参加ください!

決算作業を円滑に進めるために、疑問点などは早めにお問合せ下さい!

～ 第24回 KSCセミナー 接遇セミナーのご案内 ～

セミナー内容

【 マナーの一般常識 】

マナー、礼儀の捉え方、第一印象の大切さ、挨拶、来客対応
席次、名刺交換、お茶食事のマナー

【 コミュニケーションの基本と実践 】

良好な人間関係を築くために、尊敬語、謙譲語、丁寧語、接遇用語
ビジネスメール、電話対応、クレーム対応、双方向コミュニケーション、言葉遣い



(株)HALビジネス
代表取締役
春田 尚子 先生

講師プロフィール

(株)HALビジネス 代表取締役、国家資格キャリアコンサルタント
公務研修協議会接遇研修指導者、認定ハラスメントカウンセラー
フリーランスのアナウンサー、ブルゴーニュのワイン騎士団シュヴァリエ
元日航ビジネス南九州チーフインストラクター
元鹿屋体育大学非常勤講師“キャリアコミュニケーション”
研修や相談で、人材開発や職場環境改善業務に携わる

- 日 時 **令和6年4月4日(木) 13:30～16:30**
- 開催方式 **かごしま県民交流センター(鹿児島市山下町14-50)東棟4階中研修室3**
(※ 対面開催のみ 定員になり次第締め切ります)
- 会 費 **3,000円** (※駐車場代 最初の2時間無料(要認証) その後30分毎150円)
- お申込方法 別紙参照 QRコードからもお申し込み可能です。
- お問い合わせ 税理士法人 上川路会計 TEL 099-252-7070 担当 福田・味園



職員コラム

このコーナーでは、当事務所職員がひとりずつマイブーム
について紹介していきます。
職員それぞれの個性を楽しんで頂ければ幸いです☆



テーマ：「城 / SHIRO」

今月の担当：経営支援部 安山 剛

ここ数年、城探訪が、マイブームです。
城といえば、一般的には、天守閣または御殿です。
天守最上階から360度城下を眺めるのは良いもので
す。
また、城郭を周るのも楽しいです。石垣の迫力や積
み方を見ながら、迷路のような城郭進みます。
ただ行き止まりに当たると・・・

姫路城、大阪城、金沢城、高知城、福山城などなど、
日本各地の城で開催されています。
にわか城好きの自分にとっては、日中の【城】と夜間ラ
イトアップされた幻想的な光景の2つの【SHIRO】を見に
行く楽しみができました。



松本城

それとここ最近では、「城×プ
ロジェクションマッピング」が
流行っているようです。

二条城、彦根城、松本城、

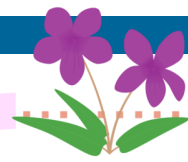


姫路城



二条城





随想『春を待つ魚』 上川路美恵野

早いもので今年も三カ月目に入りました。

アスファルトの隙間からスマレが顔を出し春の陽気が大地の隅々まで届いているようです。

晩冬から早春の時候のご挨拶には「解氷の候（暖かくなり氷が解けるころ）」「萌芽の候（草木の新芽が萌え出ざるころ）」「啓蟄の候（冬籠りの虫たちが目覚めるころ）」と続き、氷がとけ、草木が芽吹き、虫たちが目覚めると、万物が胎動し春を迎える様子をことばでも感じることが出来ます。

この季節にふさわしい「氷がとける」で印象的だった話をご紹介します。

長澤芦雪という江戸時代（18世紀後半）の画家がいます。

「芦雪の筆には仙気があり、その動植物には生氣がある」と紹介されていますが、丸々として愛らしい子犬たちや、迫力のある竜虎図の屏風など、明るい生命力とユーモアあふれる画風で最近注目が高まっています。九州国立博物館で展覧会が開催されています。

この芦雪が絵にサインのように書き込む印章に「魚」の文字を使ったものがあります。

魚がしなやかに泳いでいるように見える「魚」の文字の周りをやや崩れた六角形が囲んでいます。

この六角形は氷を表していて、この印には、次のような謂れが伝わっています。芦雪が丸山応挙の弟子として修業していたころのある寒い冬の日のことです。

朝、氷がはった小川に閉じ込められていた魚が、昼になり、氷がとけて自由に泳いでいる姿が印象に残り、その話を師の応挙にしたところ「それは画業と同じである。師の教えに従って学ぶ不自由に思える修業時代も次第に氷が溶けるように、自分の画の自由を得ることができる。」と諭されたそうです。

芸事に限らず勉学でも仕事でも何事もはじめは基本が大事です。一見、型通りで面白くないと思うことや前例通りで工夫が足りないのではないかと思うことでも、長い年月で培われた事柄にはそれだけの理由があるものです。

まずは、教えられたことを愚直に忠実に守る、基礎をしっかりと固めていく中で、いつしか自分らしさが生まれてきます。

三月は一つの区切りの時であって、四月から新しい環境に進むひとも多いことでしょう。最初は、早く結果を出したくて気持ちが逸ることもあるかと思いますが、焦らずたゆまず一步一步進む気持ちが大切だと思います。

なお、芦雪の魚の印章、四十才を超えたある時から氷の六角形の一部が欠けたものになっています。自分の中で、自分なりの自由を得た、と確信を得たのかもかもしれません。

今年はお正月早々に震災がありました。能登は、まだ春は遠いかもしれません。そして、世界を見渡せばウクライナもガザ地区も人々は厳しい氷の中で身動きが取れない魚と同じです。いつか、氷がとけて自由に泳げる春がくることを切に祈る三月の初めです。



美恵野



長澤芦雪の仔犬の絵をあしらったお菓子のパッケージ



犬の仔の背中明るく春夕焼

連絡先：税理士法人 上川路会計

■本店 下荒田事務所

〒890-0056 鹿児島市下荒田4-1-9
Tel 099-252-7070 FAX 099-252-6400

(旧 甲南永山事務所)

Tel 099-255-3898 FAX 099-255-1992

■支店 名山町鹿児島島ビル事務所

〒892-0821 鹿児島市名山町1-3鹿児島島ビル4F
Tel 099-223-3465 FAX 099-223-4348

URL <http://kamikawaji-kaikei.com/>

上川路会計

検索

編集後記

最近、暖かい日と寒い日の寒暖差が大きく、体がついていけないように感じます。

寒暖差が大きいと体温を調節する自律神経が過剰に働いてしまい、倦怠感や頭痛、首こり・肩こり、アレルギーなどの様々な症状が出る場合があります。

明日から急に気温が下がる、上がるといった日は、衣類などで調整しながら、気を付けて過ごしていきましょう。

編集委員 上川路美恵野 清水 関 鶴田 畠中(由) 横山

ご相談は上川路まで

税務や会計、経営や保険などについて、分からないことがあれば上川路会計にご相談ください！

また、お知り合いに開業予定の方がいらっしゃいましたら是非ご紹介ください！！

